

要介護認定を受けている人も 障害者控除が受けられます

☎高齡福祉介護課(☎65-7789)

介護保険の要介護認定を受けている人やその人を扶養している人で、次の要件を満たしている人は、確定申告で障害者控除を受けることができます。

【認定要件】

平成29年12月31日現在、介護認定を受けており、次のいずれかに該当する人
○介護保険認定調査票の「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅢ、ⅣまたはMと判定されていること。

○介護保険認定調査票の「障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)」がBまたはCと判定されており、かつ、6か月以上寝たきり状態であると調査票から読み取れること。

※控除を受けるには、「障害者控除対象者認定書」が必要となりますので、左記窓口へ申請してください。

認定書に関する問合せ・申請先

高齡福祉介護課(本庁舎1階)

☎65-7789

北部振興局福祉生活課・各支所(申請のみ)

税の控除に関する問合せ

税務課(本庁舎1階)

☎65-6524

2月25日(日)は長浜市長選挙の 投票日です

☎選挙管理委員会(☎65-6503)

【投票日】 2月25日(日)

【投票時間】 7時～20時

※一部時間を繰り上げる投票所があります。

【投票できる人】

○住所要件

平成29年11月17日以前に転入届をし、引き続き3か月以上長浜市に住んでいる人

※投票日までに市外に転出された場合は、投票できません。

○年齢要件

平成12年2月26日以前に生まれた人

【期日前投票所】

投票日に投票所に行けない人は、期日前投票をしましょう。

○イオン長浜店

2月19日(月)～2月24日(土)

10時～20時

○湖北病院

2月22日(木)・2月23日(金)

9時30分～15時

○本庁舎・北部振興局・各支所

2月19日(月)～2月24日(土)

8時30分～20時

松の岩公園墓地の使用者 を募集します

☎環境保全課(☎65-6513)

【申込資格】

次のすべてを満たす人

①市内に住所を有すること

②継続して先祖の祭祀を主宰できること

③墓所を適切に管理できること
(区画内の定期的な除草等)

④同一世帯に当墓地の使用がいないこと

⑤墓所使用許可後2年以内に墓石建立予定であること

【募集期間】

2月1日(木)～16日(金)

平日8時30分～17時15分

※当日消印有効

【申込み】

直接または郵送で左記まで。

※申込書は担当課窓口のほか、松の岩公園墓地管理事務所(月～木曜日)にあります。また、市ホームページからダウンロードすることもできます。

※申込みが複数となった場合は区画ごとに抽選を行います。抽選会は3月2日(金)開催予定です。(詳細は申込者へ別途連絡します)

※申込みは1世帯につき1区画のみです。

問合せ・申込先

環境保全課(本庁舎1階)

〒526-8501 八幡東町632

☎65-6513

募集区画数	墓所面積	永代使用料	年間管理料
1区画	3.2㎡	480,000円	3,300円
5区画	3.2㎡	430,000円	3,300円
7区画	6.4㎡	860,000円	6,600円

計画案等に意見を募集します

次のとおり、事業計画等について案をとりまとめましたので、皆さんからの意見を募集します。

【提出方法】

任意の様式に①住所②氏名③電話番号を明記し、直接または郵送、FAX、メールのいずれかで各担当まで。

【閲覧場所】

担当課、市政情報コーナー(本庁舎1階)、北部振興局、各支所、市ホームページ

○子ども・子育て支援事業計画

当初策定した計画の保育量等が、現状の保育量等と大きく離れているため、見直し案をとりまとめました。

【募集期限】 2月19日(月)必着

【提出先】 子育て支援課(本庁舎1階)

☎65-6514 FAX 64-1767

✉kosodate@city.nagahama.lg.jp

※計画案は幼児課でも閲覧できます。

○「長浜市審判法」に基づく個人番号の利用等に関する条例」への福祉医療事務の追加

福祉医療の申請手続きの簡素化、事務の効率化のため、福祉医療事務をマイナンバー利用可能事務として条例に追加します。

【募集期限】 3月2日(金)消印有効

【提出先】 保険医療課(本庁舎1階)

☎65-6527 FAX 65-6013

✉hoken@city.nagahama.lg.jp

国民年金保険料を納めるには 前納がお得です

☎彦根年金事務所 国民年金課(☎0749-231114)

国民年金には保険料を前払いすると割引がある「前納」という制度があります。口座振替・現金・クレジットカード納付により利用可能です。

4月からの口座振替またはクレジットカードによる「6か月前納」「1年前納」「2年前納」を希望される場合は、**2月末日**までに手続きしてください。すでに前納している人でも、振替方法を変更する場合は、1年前納から2年前納への変更などは改めて手続きが必要です。

なお、口座振替で前納すると、現金納付やクレジットカードカード納付による前納よりも割引額が大きくなりお得です。

【申込み】

預金通帳・銀行届出印・年金手帳を持参し直接引き落としを希望する金融機関または左記まで。

問合せ・申込先

彦根年金事務所(☎0749-231114)

〒522-8540

彦根市外町169-6

